

川崎市
市民・こども局 こども本部
子育て施策部 保育課
調整第2係担当課長 上野 勝様
調整第2係担当 菅原 優様

川崎市認定保育園協議会
会長 本間 哲也
相談役 高橋 照比古

認定保育園について

1. 認定保育園の利点

- 1) 最も優れた待機児童対策である。
- 2) 最も優れた産休・育休明けのニーズに貢献している。
- 3) 0～3才までのニーズに最も貢献している。
- 4) 財政に貢献
 - ① 建物・借室（保育室）は自前。
 - ② 公立（認可）に比べ1/3以下の保育費（援護費）で運営している。
 - ③ 独自の人件費対応にてやりくりしている。
- 5) 地域に密着している。
- 6) 川崎市の待機児童としてカウントされない。
よって認定保育園に現在、入所している児童がカウントされれば、日本一の待機児童を有する事になる。認定保育園在園児（2500名）

2. 担当課に訴える事項

- 1) 援護費+保育料で成り立つ認定保育園『公立、認可、おなかま、小規模、かわさき等保育園』等との格差の認識を理解してほしい。
- 2) 保育園入所は保護者が選択するもの、保育に欠ける児童（乳児）が居て選択されたら、他と同等の保育が発生するのは当たり前の事である。
- 3) 役所（担当課）は議員及びOB(保育会)の圧迫に屈しないでほしい。
- 4) 認定保育園に要綱通りの定数が存在するのに、何故に定員制限をした事を連絡するのか？
 - ① 待機児童対策を明（命）打って、片や入園している乳幼児に援護費を出さないやり方は許せない。
また、同じ（近く）様な地域に小規模・かわさき保育室を誘致する、それも金銭を用いて、最後には『予算の範囲内』と云う。
是非、責任ある保育行政を構築・実施していただきたい。

3. 今後について

1) 前年度、副市長との懇談において

① 今年度、当認定保育園、1億円の予算増額を受けました。

② 当局との定期懇談会も受けました。

担当課は必ず厳守してください。

2) 予算の増額を、まずは定員確保の援護費に使用してください。

3) 新たに認定保育園を認定する場合、必ず、当協議会の了承を受けてください。

① ブラックボックスで決めないでください。

② 認定するのも、運営の監査・指導をするのも役所です。私たち協議会が行うものではありません。

③ 施設責任者が不在であるチェーン店的な運営をする園に、認定の許可をしないでください。

最後に、私たち川崎市認定保育園協議会の会員は川崎の保育事情を直視し、公立（認可）の保育園に負けない保育の向上を目指しています。

認定保育園の選択は保護者です。認定保育園に園児が居る以上、要綱を遵守してまいります。

市・担当局担当課においても同様に要綱を遵守することを願います。

前年度2月、阿部市長曰く『川崎市の児童は皆、平等であるべきだ。今後において格差の是正を図っていかねばならない。現状の保育現場は不平等であることは認識している』。

以上